

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
4K6Z12F00860		4L9R1AD0095 0001								
品名 または 件名										
国外人員輸送										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
現地										
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和6年9月30日（月）～令和6年10月27日（日）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年9月19日（木）10時40分 中央会計隊入札室（E－1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

- ア 落札決定にあたっては、総額(消費税込)をもって行うものとする。
- イ 入札書に内訳を添付するものとする。

(2) 契約書作成の要否

- ア 契約金額の多寡にかかわらず契約書を作成し提出すること。
契約書の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

- 「役務請負契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」

(3) 仕様書に関する事項

ア 概 要

- (ア) 羽田又は成田空港～シドニー空港（往復） 令和6年 9月30日～10月11日 発
- (イ) 羽田又は成田空港～パース空港（往復） 令和6年10月 5日～10月 7日 発

イ 交付要領

入札参加希望者は、仕様書を受領し仕様内容を確認すること。なお、仕様書を受領を希望する者は、下記連絡先（本田まで）に連絡すること。

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 最低入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行うので、協力されたい。
- エ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- オ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- カ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（FAX可）
- キ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
別途執行日時場所を示して後日執行する。
- ク その他の項目については別紙による。
- ケ 不明事項等の問い合わせ先

(ア) 入札に関する事項

中央会計隊契約科契約第2班 本田（TEL:03-3268-3111 内線47556）
（FAX:03-5269-5135（直通））

(イ) 仕様書の内容に関する事項

陸上幕僚監部運用支援・訓練部 小出（TEL:03-3268-3111 内線41396）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。